

募集 四万十町 令和5年度の会計年度任用職員登録者を募集します

「会計年度任用職員」(以前の臨時職員、嘱託職員等)は、行政事務等を補助していただける方、定型的業務を行っていただける方などを名簿に登録しておき、必要な業務に応じて任用させていただくものです。

登録をご希望の方は、下記によりお申し込みください。

なお、この登録については、任用をお約束するものではありませんので、ご了承をお願いします。

●募集および登録する職種等

職種	お問い合わせ先	時給	要件
一般事務補助	①②③⑫⑭⑮	922～957円	なし
一般事務補助(障がい者枠)	①②③		
文書配送(障がい者枠)	①	922～957円	運転免許(普通)
電算関係事務	④	922～1,148円	なし
登記事務	②⑥		
清掃員	⑧⑨⑫⑭⑮	929円	なし
生活支援コーディネーター	⑪	950～1,188円	運転免許(普通)
障害支援区分等認定調査員	⑩	950～1,188円	資格・免許取得者
介護認定調査員	⑪	950～1,188円	運転免許(普通)
介護支援専門員	⑪	1,077～1,228円	資格・免許取得者 運転免許(普通)
建設機械オペレータ	②③⑦	1,008～1,228円	資格・免許取得者
	⑮	1,148円	運転免許(普通)
臨時登録運転手	⑪	1,148円	運転免許(中型) ※8t限定なし
	①③	1,327円	運転免許(大型)
運転手(診療所)	⑫⑬	1,148円	運転免許(普通)
保健師	⑧⑩	1,008～1,228円	資格・免許取得者
助産師	⑩		
集落支援員	④	1,339円	なし
高校魅力化コーディネーター	⑤	1,728～1,870円	
介護職員(資格不問)	⑭⑮	922～1,148円	資格・免許取得者
ヘルパー(2級・3級)	⑨	922～1,148円	
調理員	⑫⑭⑮	922～1,148円	なし
		950～1,188円	資格・免許取得者
診療所 受付・請求事務	⑫⑬	922～1,148円	なし
		950～1,188円	資格・免許取得者
診療所 リハビリ助手	⑫	950～1,188円	運転免許(普通)
診療所 看護助手	⑫	950～1,188円	なし
介護福祉士(特老)	⑭⑮	976～1,228円	資格・免許取得者
看護師・准看護師(診療所・特老)	⑫⑬⑭	1,152～1,386円	
看護師(健康増進事業)	⑩	1,008～1,228円	
准看護師(保健事業)	⑩⑪	976～1,228円	
理学療法士	⑫	1,067～1,244円	

※資格・免許等の詳細については、各お問い合わせ先へお問い合わせください。

※教育委員会からの募集は四万十町通信1月号に掲載しています。

申込方法 総務課・大正 地域振興課・十和 地域振興課・国保大正診療所・国保十和診療所・特別養護老人ホーム窪川荘・特別養護老人ホーム四万十荘に備え付けの申込書・履歴書に必要事項を記入し、必要な資格を確認できる写し等とともに提出してください。(運転免許取得者は、その写しも添付してください。)

受付期間 2月1日(水)～3月31日(金)(土・日・祝日などの閉庁日を除く)※4月1日以降も随時申し込むことができます。

受付時間 8:30～17:15まで(正午から13:00までの時間を除く)

名簿の有効期間 名簿登録日～令和6年3月31日

任用期間 令和5年度中に任用が必要な期間(最長1年間)

[お問い合わせ先]

- ①総務課 ☎22-3111 ②大正 地域振興課 ☎27-0111 ③十和 地域振興課 ☎28-5111 ④企画課 ☎22-3124
 ⑤人材育成推進センター ☎22-3163 ⑥農林水産課 ☎22-3113 ⑦建設課 ☎22-3120 ⑧大正 町民生活課 ☎27-0112
 ⑨十和 町民生活課 ☎28-5112 ⑩健康福祉課 ☎22-3115 ⑪高齢者支援課 ☎22-3900 ⑫国保 大正診療所 ☎27-0210
 ⑬国保 十和診療所 ☎28-5523 ⑭特別養護老人ホーム窪川荘 ☎22-8811 ⑮特別養護老人ホーム四万十荘 ☎27-0680

受け取る国民年金額を増やしませんか!

付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることになります。

お手続きをご希望の方は、市区役所及び町村役場またはお近くの年金事務所へ速やかにお申し出ください。

保険料の後払い(追納)制度について

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。(納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。)

しかし、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。ぜひ、追納申込をお勧めします。

任意加入制度について

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入をすることができます。(厚生年金保険、共済組合等加入者を除く)

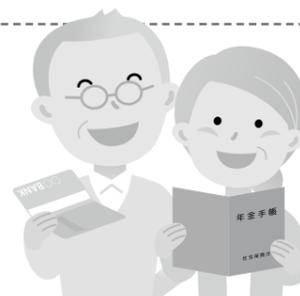
◆任意加入をする条件

次の①～⑤のすべての条件を満たす方が任意加入をすることができます。

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
- ④厚生年金保険、共済組合等に加入していない方
- ⑤日本国籍を有しない方で、在留資格が「特定活動(医療滞在または医療滞在者の付添人)」や「特定活動(観光・保養等を目的とする長期滞在または長期滞在者の同行配偶者)」で滞在する方ではない方

上記の方に加え

- 年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。
- 外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。



- [お問い合わせ先]
 高知西年金事務所 ☎088-875-1717
 町民課 ☎22-3117
 大正 町民生活課 ☎27-0112
 十和 町民生活課 ☎28-5112